

第3章

第5期障がい福祉計画

第1期障がい児福祉計画

第1節 平成32年度の数値目標の設定

1. 福祉施設入所者の地域生活への移行

現在、施設に入所している人で、地域での生活を希望する人や受け入れ体制を整備することにより、地域での生活が可能となる人など、平成29年度末の施設入所者の「地域移行者数」と「減少数」の目標値を設定し、居住系サービスや日中活動の支援の充実を図り、地域生活への移行を推進します。

【国の基本指針】

- 平成32年度末までに平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 平成32年度末時点の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することを基本とする。

目標値の設定

項目	数値	備考
平成28年度末施設入所者数(A)	76人	平成29年3月末時点の施設入所者数
【目標値】 地域移行者数(B)	7人	平成32年度末までの施設から地域生活への移行目標者数
(B)/(A)	9.2%	
【目標値】 減少見込数(C)	2人	平成32年度末までの施設入所者の減少見込数
(C)/(A)	2.6%	

2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況に関する目標値を設定する。」とされています。

今後、地域自立支援協議会の専門部会において関係者による協議の場を設置することについて、地域自立支援協議会や部会等において、関係者との協議等を踏まえ、協議の場の設置を推進します。

【国の基本指針】

- 平成32年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。市町村単位での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

目標値の設定

項目	数値	備考
平成32年度末市町村ごとの協議の場の設置	1	平成33年3月末時点の市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況

3. 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針では、地域生活支援拠点等の整備については「地域レベルでの取組を基礎とするため、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、課題に応じてどのような機能をどれだけ整備していくかについて、利用者の障害福祉サービス等のニーズ、既存の障害福祉サービス等の整備状況、基幹相談支援センターの設置の有無等、各地域における個別の状況に応じ、協議会等の場を用いて、関係機関が参画して検討する。」とされています。

地域生活支援拠点等の整備は、居住支援機能と地域支援機能等の一体的な整備を意味しますが、地域において機能を分担する「面的な整備」や「圏域での整備」なども想定されています。

今後は、取組事例の状況、地域自立支援協議会や各関係機関等からの意見聴取、近隣市町との協議等を踏まえ、今後の整備について検討していくこととします。

【国の基本指針】

- 地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

4. 福祉施設から一般就労への移行

障がいのある人が、地域で自立した生活を行うためには、その就労意欲や適性に応じ、可能な限り、一般就労による生活基盤の安定を図る必要がありますが、福祉施設からの一般就労に関し「一般就労移行者数」「就労移行支援事業所利用者数」「事業所ごとの就労移行率」の目標値を設定し、就労移行支援事業所を通じた一般就労への移行を推進します。

【国の基本指針】

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定し、当該目標値の設定に当たっては、平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを基本とする。
- 当該目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成32年度末における利用者が平成28年度末における利用者の2割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指す。
- 障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、当該目標値の設定に当たっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とすることを基本とする。

目標値の設定

○一般就労移行者数

項目	数値	備 考
平成28年度末の福祉施設利用者数	332人	平成29年3月末時点における福祉施設利用者数
平成28年度の一般就労移行者数	3人	平成28年度において福祉施設を通じ、一般就労へ移行した人数
【目標値】 平成32年度末の一般就労移行者数	5人	平成32年度において福祉施設を通じ、一般就労へ移行した人数

※ 福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援及び就労継続支援（A型、B型）の施設をいいます。

○就労移行支援事業所利用者数

項目	数値	備 考
平成28年度末の就労移行支援事業利用者数	10人	平成28年度末就労移行支援事業所利用者数
【目標値】 平成32年度末の就労移行支援事業利用者数	12人	平成32年度末就労移行支援事業所利用者数

○事業所ごとの就労移行率

項 目	数 値	備 考
【目標値】 平成32年度末の 就労移行率達成事業所割合	100%	平成32年度末において、就労移行率30%以上の 就労移行支援事業所の割合

※ 市内にある就労移行支援事業所は1カ所のため、就労移行率達成事業所割合の数値目標を100%としています。

○就労定着支援による職場定着率

項 目	数 値	備 考
【目標値】 就労定着支援による 職場定着率	80%	就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率

5. 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保、医療的ケア児支援のための協議の場の設置が求められています。

本市においては、児童発達支援センターや医療的ケアが必要な重症心身障害児の受け入れを可能とする専門職を配置した通所支援事業所がないことから、市単独ではなく圏域での設置及び確保に向けて、近隣市町との協議等を踏まえながら、今後の整備について検討していくこととします。

【国の基本指針】

- 平成32年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- 平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 平成32年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。市町村単位での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- 平成30年度末までに、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

目標値の設定

項 目	数値	備 考
平成32年度末の 児童発達支援センター数	1	平成33年3月末時点の市町村ごとの児童 発達支援センターの設置状況
平成32年度末の重症心身障害児を 支援する児童発達支援事業所及び放 課後等デイサービス事業所の確保	1	平成33年3月末時点の市町村ごとの重症 心身障害児を支援する児童発達支援事業所 及び放課後等デイサービス事業所の確保状 況
平成30年度末の医療的ケア児支援 のための関係機関の協議の場の設置	1	平成31年3月末時点の医療的ケア児支援 のための関係機関の協議の場の設置状況

第2節 障害福祉サービスの見込み

1. 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス

サービス内容

サービス種別	サービス内容
居宅介護	自宅での食事、入浴、排せつの介護等を行うサービスです。
重度訪問介護	自宅での食事、入浴、排せつの介護や外出したときの移動中の介護を総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障害により、移動の困難な方が外出するときに、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行うサービスです。
行動援護	行動するときの危険を避けるために必要な援護や外出したときの移動中の介護を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	居宅介護等の複数の障害福祉サービスを包括的に行うサービスです。

【年度別の必要見込量】

サービス種別	単位	H27	H28	H29	H30	H31	H32
		実績	実績	見込	見込	見込	見込
居宅介護	時間/月	536	486	484	517	550	583
	利用者数	43	41	44	47	50	53
重度訪問介護	時間/月	166	184	177	177	177	177
	利用者数	1	1	1	1	1	1
同行援護	時間/月	51	45	50	55	60	65
	利用者数	7	5	5	5	5	5
行動援護	時間/月	0	0	22	22	22	22
	利用者数	0	0	1	1	1	1
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0
	利用者数	0	0	0	0	0	0

見込量確保の方策

○居宅介護は、介護者の高齢化などにより、必要なサービス量が増加することが見込まれることから、サービス提供事業所と連携し、サービス提供体制の受け皿の拡大を図ります。

○専門的な人材の確保やサービスの質的向上が図られるよう、事業所に働きかけを行います。

(2) 日中活動系サービス

サービス内容

サービス種別	サービス内容
療養介護	主に日中の病院等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的な管理のもとでの介護や日常生活上の世話をを行います。
生活介護	主に日中の障がい者支援施設等で食事、入浴、排せつの介護等を行い、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活を営むことができるよう、身体障がいのある方に理学療法や作業療法などのリハビリテーションや、生活に関する相談、助言等を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活を営むことができるよう、知的障害や精神障がいのある方に、入浴や排せつ、食事などに関する生活全般にわたる訓練や生活に関する相談、助言等を行います。
自立訓練（宿泊型）	自立した日常生活を営むことができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な支援、訓練等を行います。
就労移行支援	一定期間、生産活動やその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業での就労が困難な方に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、一般就労に向けた訓練等を行います。
就労継続支援（B型）	一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定の年齢に達している方に対し、雇用契約によらない就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、一般就労に向けた訓練等を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。
短期入所（福祉型）	短期間、夜間も含め、障害者支援施設等で食事、入浴、排せつの介護等を行います。
短期入所（医療型）	短期間、夜間も含め、病院、診療所、介護老人保健施設で食事、入浴、排せつの介護等を行います。

【年度別の必要見込量】

サービス種別	単位	H27 実績	H28 実績	H29 見込	H30 見込	H31 見込	H32 見込
療養介護	利用者数	10	10	9	9	9	9
生活介護	利用者数 (人日/月)	122 (2,440)	131 (2,489)	140 (2,800)	145 (2,900)	150 (3,000)	155 (3,100)
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人日/月)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人日/月)	1 (21)	2 (40)	3 (60)	5 (100)	5 (100)	5 (100)
自立訓練 (宿泊型)	利用者数 (人日/月)	2 (56)	3 (84)	4 (120)	5 (150)	5 (150)	5 (150)
就労移行支援	利用者数 (人日/月)	15 (270)	10 (180)	11 (198)	11 (198)	12 (216)	12 (216)
就労継続支援 (A型)	利用者数 (人日/月)	32 (672)	34 (714)	34 (714)	36 (756)	38 (798)	40 (840)
就労継続支援 (B型)	利用者数 (人日/月)	149 (2,831)	155 (2,790)	160 (2,880)	165 (3,135)	170 (3,230)	175 (3,325)
就労定着支援	利用者数	-	-	-	3	3	3
短期入所 (福祉型)	利用者数 (人日/月)	5 (25)	3 (18)	10 (50)	10 (50)	10 (50)	10 (50)
短期入所 (医療型)	利用者数 (人日/月)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

見込量確保の方策

○必要なサービス量に対応できるよう、サービス提供事業所に対し新規事業実施に係る情報提供を行い、適切なサービス提供に努めます。

○就労支援に対する利用者ニーズは、より一層多様化かつ増大することが見込まれることから、就労支援体制の強化を図るため、相談支援事業所や各就労系サービス提供事業所との連携に努めます。

(3) 居住系サービス

サービス内容

サービス種別	サービス内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	障がいのある方が共同生活を行う住居において、入浴や食事など、日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護を行います。

【年度別の必要見込量】

サービス種別	単位	H27 実績	H28 実績	H29 見込	H30 見込	H31 見込	H32 見込
自立生活援助	利用者数	-	-	-	1	1	1
共同生活援助	実人数/月	85	93	101	106	111	116
	整備見込量(定員数)	56	66	92	102	110	118
施設入所支援	利用者数	75	79	76	76	75	74

見込量確保の方策

- 共同生活援助は、入所施設や精神科病院からの地域生活への移行などにより、利用者ニーズの増加が見込まれることから、サービス提供事業所と連携して、受け入れ体制の強化に努めます。
- 施設入所支援は、国の施策として地域移行を推進していく観点から、今後、利用者は減少していくことが見込まれますが、入所が必要な人へのニーズを確保できるよう、サービス提供事業所と連携して、サービスの提供に努めます。

(4) 相談支援サービス

サービス内容

サービス種別	サービス内容
計画相談支援	適切な障害福祉サービスを提供するため、障がい者等の心身の状況やサービス利用の意向等を勘案し、利用するサービスの種類や内容、総合的な援助の方針を定めたサービス等利用計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整等を行います。

地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者や入院中の精神障がい者に対し、住居の確保等、地域生活に移行するための相談等の支援を行います。
地域定着支援	居宅で単身生活している障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談対応等の支援を行います。

【年度別の必要見込量】

サービス種別	単位	H27 実績	H28 実績	H29 見込	H30 見込	H31 見込	H32 見込
計画相談支援	利用者数	372	382	387	397	407	417
地域移行支援	利用者数	0	1	1	3	3	3
地域定着支援	利用者数	5	4	6	9	9	9

見込量確保の方策

- 各種サービスを利用する際のサービス等利用計画の作成やその他各種ニーズに対応するための相談体制の充実が図られるよう、専門的な人材の確保について相談支援事業者に働きかけを行います。
- 地域移行支援、地域定着支援は、障害者支援施設の入所者や精神科病院の長期入院者が地域生活に移行するための有効なサービスであることから、医療機関や相談支援事業所連携して、サービスの提供に努めます。

第3節 児童福祉法に基づくサービスの見込み

1. 障害児通所支援サービス

サービス内容

サービス種別	サービス内容
児童発達支援	発達に心配のある未就学児童に、日常生活における基本的な動作の指導や訓練を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、医療的管理下での支援が必要と認められた未就学児童に、日常生活における基本的な動作の指導や訓練を行います。
放課後等デイサービス	発達に心配のある就学児童に、生活能力向上のための指導や訓練を行います。
保育所等訪問支援	発達に心配があり保育所等を利用中又は今後利用する予定のある児童について、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障がい児が障害児通所支援を利用する前に障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

【年度別の必要見込量】

サービス種別	単位	H27	H28	H29	H30	H31	H32
		実績	実績	見込	見込	見込	見込
児童発達支援	実人数/月	67	72	58	61	63	65
	(人日/月)	(134)	(144)	(116)	(122)	(126)	(130)
医療型児童発達支援	実人数/月	0	0	0	0	0	0
	(人日/月)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
放課後等デイサービス	実人数/月	96	107	135	150	160	170
	(人日/月)	(192)	(428)	(540)	(600)	(800)	(850)
保育所等訪問支援	実人数/月	-	3	5	7	9	11
	(人日/月)	-	(6)	(10)	(14)	(18)	(22)

居宅訪問型児童発達支援	実人数/月 (人日/月)	-	-	-	0 (0)	0 (0)	0 (0)
障害児相談支援	実人数	33	54	95	115	135	155
医療的ケア児に対する コーディネーターの 配置人数	配置人数	0	0	0	0	0	1

見込量確保の方策

- 障がいの種類や程度、年齢などのニーズに応じたサービス提供体制の充実を図るため、障害児通所支援事業所と連携し、提供体制の確保に努めます。
- 国の施策として、医療的ケアが必要な重度障がい児を受け入れる体制を構築していく観点から、体制整備に向けて関係機関との協議を図ります。

第4節 地域生活支援事業の見込み

◆ 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

サービス内容

サービス種別	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者が地域で社会生活を送る上で生じる「社会的障壁」を除去するため、地域住民に対して障がい者への理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

【年度別の必要見込量】

サービス種別	単位	H27 実績	H28 実績	H29 見込	H30 見込	H31 見込	H32 見込
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	有	有	有	有	有

(2) 相談支援事業

サービス内容

サービス種別	サービス内容
障害者相談支援事業	障がいのある人からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービス利用などへの必要な支援を行うとともに、虐待の防止と早期発見のための関係機関との連絡調整や障がいのある人の権利擁護のために必要な支援などを行います。
基幹相談支援センター	地域における相談支援体制の強化のため、各関係機関との連携調整などの中核的存在としての役割を担います。
地域自立支援協議会	地域の関係者で構成し、個別の相談支援の事例等で明らかになった地域課題を共有し、その課題解決に向けた協議を行うほか、課題別に専門部会を設置し、支援体制の構築に努めます。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整などに関わる支援を行います。

【年度別の必要見込量】

サービス種別	単位	H27 実績	H28 実績	H29 見込	H30 見込	H31 見込	H32 見込
障害者相談支援事業	箇所	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援 センター	設置の有無	無	無	無	無	無	有
地域自立支援協議会	設置数	1	1	1	1	1	1
	開催回数	4	4	4	4	4	4
住宅入居等支援事業	実人数/月	0	0	0	0	0	0
	事業所数	1	1	1	1	1	1

(3) 成年後見制度利用支援事業

サービス内容

サービス種別	サービス内容
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる障がい者の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用に要する費用を助成します。

【年度別の必要見込量】

サービス種別	単位	H27 実績	H28 実績	H29 見込	H30 見込	H31 見込	H32 見込
成年後見制度 利用支援事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有

(4) 成年後見制度法人後見支援事業

サービス内容

サービス種別	サービス内容
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

【年度別の必要見込量】

サービス種別	単位	H27 実績	H28 実績	H29 見込	H30 見込	H31 見込	H32 見込
成年後見制度 法人後見支援事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有

(5) 意思疎通支援事業

サービス内容

サービス種別	サービス内容
意思疎通支援事業	聴覚、音声・言語機能障がいのために意思疎通を図ることに支障のある障がい者等との意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者及び要約筆記者の派遣や手話通訳者を設置する事業を行います。

【年度別の必要見込量】

サービス種別	単位	H27 実績	H28 実績	H29 見込	H30 見込	H31 見込	H32 見込
手話通訳者 派遣事業	件数/年	63	45	60	60	60	60
手話通訳者 設置事業	人	1	1	1	1	1	1

(6) 日常生活用具給付等事業

サービス内容

サービス種別	サービス内容
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障がい者及び難病患者等に対し、特殊寝台や特殊マット、入浴補助用具などの給付を行います。

【年度別の必要見込量】

サービス種別	単位	H27 実績	H28 実績	H29 見込	H30 見込	H31 見込	H32 見込
介護・訓練支援用具	件/年	0	3	2	5	5	5
自立生活支援用具	件/年	12	8	12	15	15	15
在宅療護等支援用具	件/年	5	12	7	8	8	8
情報・意思疎通支援用具	件/年	6	5	6	10	10	10
排せつ管理支援用具	件/年	1,389	1,456	1,462	1,470	1,480	1,490
居宅生活動作補助用具	件/年	1	1	1	2	2	2

(7) 手話奉仕員養成研修事業

サービス内容

サービス種別	サービス内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行います。

【年度別の必要見込量】

サービス種別	単位	H27 実績	H28 実績	H29 見込	H30 見込	H31 見込	H32 見込
手話奉仕員 養成研修	修了見込者数	-	3	9	10	10	10

(8) 移動支援事業

サービス内容

サービス種別	サービス内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等及び難病患者等に、外出の際の移動の支援を行います。

【年度別の必要見込量】

サービス種別	単位	H27 実績	H28 実績	H29 見込	H30 見込	H31 見込	H32 見込
移動支援事業	実人数 (延時間/年)	16 (580.5)	12 (403.5)	12 (396)	15 (495)	15 (495)	15 (495)

(9) 地域活動支援センター

サービス内容

サービス種別	サービス内容
地域活動支援センター	在宅の障がい者や難病患者等が、通所により、創作的な活動や生産的な活動の機会の提供、社会との交流の促進などを図る施設です。

【年度別の必要見込量】

サービス種別	単位	H27 実績	H28 実績	H29 見込	H30 見込	H31 見込	H32 見込
地域活動支援 センター	箇所 (実人数)	1 (41)	1 (40)	1 (41)	1 (42)	1 (42)	1 (42)

◆ 任意事業

(10) 日常生活支援

サービス内容

サービス種別	サービス内容
訪問入浴サービス事業	地域における身体障がい者等の生活を支援するため、移動入浴車による訪問入浴サービスを提供します。
生活訓練等事業	在宅の障がい者に、日常生活上必要となるさまざま訓練や指導を行います。
日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保し、家族の一時的な急用や休息、就労支援を目的に、障がい者等の日中の一時預かり支援を行います。

【年度別の必要見込量】

サービス種別	単位	H27 実績	H28 実績	H29 見込	H30 見込	H31 見込	H32 見込
訪問入浴サービス事業	実人数	3	3	3	4	4	4
日中一時支援事業	実人数/月	12	12	5	10	10	10

(11) 社会参加支援

サービス内容

サービス種別	サービス内容
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障がい者に、登別市点訳赤十字奉仕団や登別朗読ボランティアの会による点訳や音訳などの方法により、広報紙や視覚障害に関わる情報の提供、地域生活を行う上で必要度の高い情報などを社会福祉協議会を通じて定期的に提供します。
重度障害児入浴サービス事業	自宅の浴室での入浴が困難な重度障がい児に、入浴サービスを行います。

【年度別の必要見込量】

サービス種別	単位	H27 実績	H28 実績	H29 見込	H30 見込	H31 見込	H32 見込
点字・声の広報等発行事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
重度障害児入浴サービス事業	実人数/月	2	2	2	3	3	3

見込量確保の方策

○利用者の障害福祉サービスの不足する部分に関するニーズに対応できるよう、サービス提供事業所と連携し、サービス提供に努めます。